

### Q7-3. 中国製品の輸入制限・禁止品について説明して下さい。

台湾と中国はともにWTOのメンバーではありますが、台湾の産業を保護するため、2014年3月8日時点で台湾の11,336項目の貨物分類コード(税則番号)のうち、計2,187項目は中国からの輸入が禁止または制限されており、その中で工業製品(Ch.25~28)が1,225項目を占めています。

輸入が禁止または制限される中国製品は、主に繊維および既製服類の製品です。一部の金属類製品も輸入が禁止または制限される製品に属します。機械、電子、および電子製品の制限は比較的少ないといえます。

中国からの輸入が禁止または制限されている製品は定期的に見直しがなされ、減少傾向にあり増加に転じることはないと思われます。最近の会議において、經濟部は中国製品の禁止項目について、大幅な解禁および開放を決定しました。

台湾と中国の兩岸経済協力枠組協定(ECFA)において、台湾側の中国製品に対する一部の輸入制限が重要なテーマとなっています。ECFAの枠組における兩岸物品貿易協定により、台湾の中国製品に対する輸入制限は、今後更に大幅に開放される(完全な制限撤廃の可能性もあり)ことが予測されます。

台湾の輸出入貨物分類表の「輸入規定」の欄に「MW0」のコードがある物は、「中国からの輸入禁止物品」です。「MP1」のコードがある物は、「条件付で中国から輸入可能な物品」に属し、輸入時には原則として国際貿易局の輸入許可証が必要です。残りの「MW0」または「MP1」のコードが明記されていない物は、「中国から輸入可能な物品」です。

輸入制限がされている品目であっても、国際貿易局による制限品リストにある物品以外の特定の中国工業製品は、少量輸入(1通の輸入申告書の中の少量輸入制限品のCIF価格の総額がNT\$32,000以内で、かつ単一項目の製品について24個以内(24 PIECES/UNITS)、個数で計算できない物は、40キロ以内)であれば經濟部国際貿易局への輸入許可証なしに輸入することができます。

現在、台湾において中国から無条件、条件付で輸入ができる物品、輸入が禁止されている物品については、以下のリンクにて検索することができます。

<http://www.trade.gov.tw/Pages/List.aspx?nodeID=749>

#### お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwCLegal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。